

## アスベスト問題への当面の対応 厚生労働省関係部分（抄）

平成 17 年 7 月 29 日  
アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

### 1. 対応策

#### (1) 今後の被害を拡大しないための対応

- 建築物の解体時等の飛散予防の徹底（厚生労働省、国土交通省、環境省）

建築物の解体現場、解体後の廃棄物（廃アスベスト（石綿））等について、アスベストの飛散を予防するための措置の徹底を図る。

#### ア. 建築物の解体現場等における措置

- ・建築物の解体作業等におけるアスベストばく露防止措置、大気環境への飛散防止措置を徹底する。（7月12日及び15日、都道府県労働局、関係業界等に通知）
- ・建築物の解体現場に対する重点的な監督指導等を実施する。（重点指導月間8～10月）
- ・アスベストばく露防止対策に関する相談窓口を設置する。（7月8日、建設業労働災害防止協会に設置。）

#### ウ. 製造工場等における措置

- ・製造工場等におけるアスベストばく露防止措置、大気環境への飛散防止措置を徹底する。（7月12日及び15日、都道府県、都道府県労働局、関係業界等に通知）
- ・アスベストばく露防止対策に関する相談窓口を設置する。（7月8日、中央労働災害防止協会に設置。）

○製造・新規使用等の早期の全面禁止（厚生労働省、経済産業省）

既にアスベストの製造等を原則として禁止しているところであるが、例外的に用いられているアスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。

- ・ 7月21日、「石綿の代替化に関する緊急会議」を開催し、関係20団体に代替化の促進を要請した。
- ・ 7月26日、業界団体に対し、在庫品の販売を直ちに禁止するよう要請した。
- ・ アスベスト含有製品の適正な表示及び文書交付の徹底を改めて要請する。（7月中に要請）
- ・ 8月に代替化の促進のための検討会を発足させ、早期代替化に向けた対策を早急に確立するとともに、所要の代替化促進策を検討する。

(2) 国民の有する不安への対応

○国民への積極的な情報提供（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）

アスベストによる健康被害の状況把握について、労災認定に係る個別事業場名の情報開示、製造・使用企業別に実施された調査（アスベスト既製造企業、造船等運輸関連企業）の結果公表を通じて、積極的な情報提供に努める。（別紙1「アスベストによる健康被害に関する実態把握について」参照）

○労働者、退職者、家族、周辺住民を対象とした健康相談窓口の開設等（厚生労働省、環境省）

ア. 健康相談窓口の設置等（厚生労働省、環境省）

- ・ 7月8日、保健所、産業保健推進センター、労災病院等に労働者等に対する健康相談窓口を開設した。

イ. アスベストによる健康被害を発生させている事業場の周辺住民の不安解消のため、専門家による臨時の相談窓口を各地に開設する。

ウ. アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として労災病院の診療体制の充実を図るため、診断・治療体制が整備された労災病院に「石綿疾患センター」（仮称）を設置するとともに、アスベスト関連疾患の症例の収集、他の医療機関から診療相談等他の医療機関の支援を行う。（9月までに実施）

エ. 専門家チームにより、リスク評価に基づく健診対象やアスベストばく露者に対する健康管理の方法の検討を行う。

○国民の一般的不安・疑問に応えるためのQ&Aの作成・公表（文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省等）

- ・ 7月29日、Q&Aを関係省庁ホームページに掲載する。

### （3）過去の被害に対する対応

○労災補償制度等の周知徹底等（厚生労働省、国土交通省、消防庁等）

ア. アスベスト関連事業場で働いていた人への対応（厚生労働省）

- ・ 健康診断の受診を広く呼びかけるとともに、アスベストによる疾病に関する「労災補償」及び「健康管理手帳」の周知徹底を図る。（7月15日、都道府県、関係業界等に通

知。)

- ・アスベストによる疾病の労災請求についてはアスベストばく露等の事実確認が困難な場合があることから、事実認定に係る事務処理の具体的な方法を指示し、事務処理の迅速化、適正化を図る。(7月27日、都道府県労働局に通知)
- ・健康管理手帳の要件等アスベスト作業従事者の健康管理の在り方について、8月から研究班を組織し早急に検討を行う。

イ. 船員であった人への対応(厚生労働省、国土交通省)

- ・健康診断の受診を呼びかけるとともに、アスベストによる疾病に関する「船員保険の職務上の給付」の周知徹底を図る。(7月20日、関係業界等に通知)
- ・健康管理制度(無料健康診断を含む)を導入する。(平成17年中に実施)

○労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民の被害への対応については、十分な実態把握を進めつつ、幅広く検討して、9月までに結論を得る。(厚生労働省、環境省等)

- ・7月12日、都道府県等に対し、保健所等における健康相談事例の情報収集と報告を依頼した。(随時、集約を行う)

(4) 政府の過去の対応の検証

○政府の過去の対応について、アスベストに関連するこれまでの通知・通達(別紙2「アスベストに関する過去の各省庁の通知・通達の一覧」参照)、行政文書、研究結果等についての関係省庁での調査を踏まえ、8月までに検証する。(厚生労働省、環境省等)

## 2. 実態把握の強化

- 吹付けアスベスト使用実態調査等の実施・早期公表（国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省等）

公共住宅、学校施設等、病院、その他公共建築物、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査を実施し、早期に公表する。

調査結果については、解体作業への指導等に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報共有に努める。

- ウ. 学校施設等、病院・社会福祉施設等（文部科学省、厚生労働省）

- ・病院・社会福祉施設等につき、8月上旬までに調査を開始する。（11月までに調査結果公表）

- 事業場への立入調査（厚生労働省）

- ・健康被害が発生したことがある事業場への立入調査等を実施する。（7月15日、都道府県労働局に通知）

- アスベストによる中皮腫、発がんリスク等に関する研究（厚生労働省）

中皮腫の実態調査にかかる研究、アスベストばく露に関連した職種別リスクに関する研究を実施する。

- ア. 中皮腫の実態調査に係る研究

- ・人口動態統計に登録されている中皮腫で死亡した878名（平成15年）や療養中の者について、職歴、初期症状、検査所見、確定診断方法、治療法、生存期間等に関する調査研究を実施する。（7月から実施）

- イ. アスベストばく露に関連した職種別リスクに関する研究

- ・職場の健康診断で撮影した胸部レントゲン写真における胸膜プラークの有無について職業・職種別に検討すること等により、アスベストばく露のリスクについて検討を行う。  
(8月から実施)

ウ. 労働者健康福祉機構における研究等

- ・独立行政法人労働者健康福祉機構は、上記ア、イの研究に協力するとともに、これまで全国の労災病院で診断・治療がなされたアスベストにばく露した者の肺がん及び悪性中皮腫の症例及び今後の症例を収集し、業務上のアスベストばく露との関連等について分析・研究を開始し、この後の適切な診断等に役立てる。(平成16年度研究計画策定、今年度より実施)

エ. 国立がんセンターにおいて、中皮腫の早期診断や治療方法に関する研究に取り組む。

3. 引き続き各省が緊密に連携し、スピード感をもって対策を実施していくとともに、国民に対する情報提供に努める。

## 別紙 1

### アスベストによる健康被害に関する実態把握について

アスベストによる健康被害について、現時点で関係省庁において把握した結果及び把握の状況は以下のとおりである。

#### 1. 労災保険及び船員保険の認定状況からの把握〔厚生労働省〕

- アスベストばく露による肺がん及び中皮腫の労災認定件数（平成11年度～16年度）は合計で534件、死亡者は404名（別紙1-①（7月29日公表））
- 平成10年度以前についての追加調査を行い、8月中旬を目途に公表する。

## 別紙1-①

平成17年7月29日  
厚生労働省労災保険及び船員保険におけるアスベストによる肺がん及び中皮腫の認定状況

## 1 アスベストによる肺がん及び中皮腫の認定状況

- 平成16年度までに肺がん353件、中皮腫495件、あわせて848件を認定。
- ここ数年の労災認定件数は急増しており、平成16年度は肺がん59件、中皮腫127件となっている。

## 2 アスベストによる肺がん及び中皮腫の業種別認定件数(平成11～16年度)

- 平成11年度から16年度までに肺がん及び中皮腫の認定がなされた事業場の業種別の件数。
- 労災認定件数が最も多い業種は、石綿パッキング、石綿スレート等のアスベスト製品を製造する窯業又は土石製品製造業であり、次いで建築事業、船舶製造(修理)業の順となっている。

業 種 名	計	肺がん	中皮腫
窯業又は土石製品製造業	116件(21.7%)	51件(29.5%)	65件(18.0%)
建 築 事 業	98件(18.4%)	34件(19.7%)	64件(17.7%)
船舶製造(修理業を含む)	80件(15.0%)	20件(11.6%)	60件(16.6%)
全 業 種 計	534件	173件	361件

## 3 アスベストによる肺がん及び中皮腫の都道府県別認定件数(平成11～16年度)

- 平成11年度から16年度までに肺がん及び中皮腫の認定がなされた事業場の都道府県別の件数。
- 認定件数の多い都道府県は、兵庫、神奈川、大阪、東京、岡山の順となっている。

局 名	計	肺がん	中皮腫
兵 庫	89件(16.7%)	17件(9.8%)	72件(19.9%)
神奈川	81件(15.2%)	34件(19.7%)	47件(13.0%)
大 阪	53件(9.9%)	18件(10.4%)	35件(9.7%)
東 京	53件(9.9%)	28件(16.2%)	25件(6.9%)
岡 山	41件(7.7%)	15件(8.7%)	26件(7.2%)
全国計	534件	173件	361件

注1：個別の事業場リストは省略

注2：船員保険分を含む